資料３

令和2年度 北海道支部保険者機能強化予算案

Copyright @ Japan Health Insurance Association. All right reserved

全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

令和2年度保険者機能強化予算案の策定方針

■　令和２年度は、第4期保険者機能強化アクションプラン（３年間の中期計画）の最終年度であるため、本年度の事業計画から大幅な変更は生じない見込み。

➢　令和元年11月開催の運営委員会に提示予定の「令和２年度全国健康保険協会本部事業計画」についても、現時点ではKPIの見直しが主となる見込み。

■　このため、北海道支部事業計画に付随する「令和２年度北海道支部保険者機能強化予算案」は、本年度の取組について、実施結果を踏まえた改善を図ったうえで次年度も継続していくほか、健康寿命の延伸や医療費適正化に繋がる新たな施策を実施する。

■　また、新規実施する取組については、PDCAサイクルを確実に回していくため、レセプトデータ等を活用した定量的な事業評価を行う。

保険者機能強化予算を最大限活用し、医療費適正化の推進・加入者の健康度向上・ＫＰＩの確実な達成を図る

令和2年度医療費適正化・広報予算案

医療費適正化・広報予算総額

元年度：29,786千円 → **２年度：37,095千円（+7,309千円）**

■新規及び強化事業

事業名及び事業概要	予算額 ※（　）内は前年度予算対比
①お薬手帳の普及啓発（重複処方・残薬の防止）【新規】 ・1年間に複数回以上、薬局で医薬品の処方を受けている加入者であって、かつ一度もお薬手帳を提示したなかった加入者は約60,000人に及ぶ。このうちの約20,000人の被保険者に対し、お薬手帳のメリット（自己負担の軽減のほか、健康度の向上（重複投薬や残薬の防止）に繋がること）をお知らせすることにより、医療費適正化及び健康度の向上を図る。	9,746千円 （新規事業）
②資格喪失後保険証回収の強化（電話催告業務のアウトソース）【強化】 ・保険証の未返納者に対し、夜間・休日の電話催告を強化するため、外部専門事業者へ電話催告業務を委託する。令和2年度においては、電話接触率の向上を図るため、電話番号通知型に切り替えるほか、未返納者からの折り返し電話にも対応すべく、体制の整備を行う。	7,060千円 （+2,980千円）
③SNS（Twitter）を活用した加入者（個人層）への広報【新規】 ・事業主層と比較して健康保険事業全般の理解度が低かった加入者に対する広報を強化すべく、特に若年者層の利用率が高いTwitterを活用した広報を行う。	948千円 （新規事業）
④新聞広告を活用したインセンティブ制度の周知【新規】 ・事業主及び加入者の健康づくりに向けた取組（健診、特定保健指導等）を向上することにより、保険料率の低減が受けられることを丁寧に説明するため、新聞広告を活用した広報を行う。また、定量的な事業評価を行うため、新聞広告に関する効果測定（モニター調査）を実施し、その結果を今後の新聞広告の在り方に活用する。	3,410千円 （新規事業）

令和2年度医療費適正化・広報予算案

■令和２年度も継続する事業（主な事項を抜粋）

事業名及び事業概要	予算額
①インセンティブ制度の周知広報 ・WEB広告及び経済団体広報誌を活用し、インセンティブ制度の周知を図る。	3,493千円
②適正受診の周知広報 ・WEB広告を活用し、適正受診（はしご受診の防止、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つメリット等）の周知を図る。	1,540千円
③後発医薬品調剤体制加算薬局の「見える化」 ・北海道薬剤師会と連携し、ジェネリック医薬品の調剤割合が既に政府目標以上となっている調剤薬局に対し、「ジェネリック医薬品を推奨している」ことを記載したステッカー等を送付する。	528千円

【継続実施を見送りした事業】

以下の事業については、令和２年度においても継続実施する方向で検討していたが、現時点で定量的な効果測定が未了であることから、完了後にあらためて令和３年度事業予算への計上を検討する。

① 適正受診（夜間・早朝・時間外）に関する個別通知の送付

➢ 令和元年11月中旬～下旬に順次発送する個別通知の定量的な効果測定を行うため、令和元年12月～令和２年３月分のレセプトを用い効果測定を行う（令和２年８月完了予定）。

② DPCレセプトの点検強化

➢ 令和元年８月に社会保険診療報酬支払基金へ返戻。現在、社会保険診療報酬支払基金及び返戻の対象となった医療機関で精査中であり、全ての結果が出揃うのは令和２年３月末頃となる見込み。

令和2年度保健事業・データヘルス計画予算案

保健事業・データヘルス計画予算総額

元年度：201,078千円 → **2年度：201,078千円（±0千円）**

■新規及び強化事業

事業名及び事業概要	予算額 ※（　）内は前年度予算対比
①特定健診（集団健診）の定着化に向けた電話勧奨【新規】 ・過去に特定健診（集団健診）を受診した被扶養者であって、令和2年度の受診が確認できない被扶養者に対し、電話による受診勧奨を行う。	3,300千円 （新規事業）
②未治療者への医療機関受診勧奨（電話勧奨）【強化】 ・各支部が独自実施する二次勧奨のほか、本部が全国一律で実施する一次勧奨（文書勧奨）対象者についても、該当者自宅又は勤務先へ架電する。	29,964千円 （＋22,507千円）
③新規適用事業所等に対する健診受診勧奨【強化】 ・新規適用事業所及び新規加入被扶養者に対し、従前から実施している文書勧奨に加え、電話による勧奨も実施する。	8,569千円 （＋4,045千円）
④糖尿病治療者に対する歯科受診勧奨【新規】 ・糖尿病治療中の者のうち、「食事を噛むこと」に自覚症状がある者であって、かつ歯科治療を受けていない者に対し、早期の歯科治療のメリット等を記載した通知書を送付する。	5,900千円 （新規事業）
⑤事業所カルテの作成【新規】 ・現在使用中の事業所カルテに「性年齢調整」を追加するほか、疾病発症確率モデルを活用し、長期間の休業を余儀なくされる重症疾病（例：脳卒中）の発症確率を「見える化」した項目を追加する。	5,280千円 （新規事業）

令和2年度保健事業・データヘルス計画予算案

■令和２年度も継続する事業（主な事項を抜粋）

事業名及び事業概要	予算額
①特定健診（集団健診）の実施 ・特定健診未受診者の多い地域を対象に、北海道支部主催の集団健診を実施する。	33,077千円
②生活習慣病予防健診及び保健指導実施機関に対するインセンティブ ・前年度実績等を踏まえ、機関毎に設定する目標値を超えた健診実施機関・特定保健指導実施機関に対し、インセンティブ（報奨金）を支払う。	17,166千円
③事業者健診データの提出勧奨 ・事業者健診データ（労働安全衛生法に基づく定期健康診断）の未提出事業所に対し、文書及び電話にて提出勧奨を行う。	24,475千円
④健康事業所宣言の普及促進 ・健康事業所宣言の未宣言事業所に対し、行政や経済団体と連名による勧奨文書、事業所カルテを活用した勧奨文書等を送付するほか、送付から一定期間経過後、電話による後追い勧奨を実施する。	5,132千円
⑤宣言事業所に対するフォローアップ ・宣言事業所の健康づくりに関する取組を収集した「好事例集」を作成・配付する。	1,470千円
⑥疾病発症確率を活用した禁煙勧奨通知の送付 ・疾病発症確率モデルを活用し、禁煙した場合どの程度重症疾病（脳卒中、心筋梗塞）の発症率が低下するか等を記載した勧奨通知を送付する。	11,385千円
⑦医師による簡易禁煙指導 ・生活習慣病予防健診問診時を活用し、医師による簡易禁煙指導（タバコの有害性と具体的な禁煙方法に関すること）を実施する。	11,660千円